

# 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

現在、居宅介護支援事業所の指定・指導権限は岐阜県にありますが、平成26年の介護保険法改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所の指定・指導権限が市町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲されます。

～H30. 3. 31  
岐阜県指定・指導権限

笠松町内  
居宅介護支援事業所

岐南町内  
居宅介護支援事業所



H30. 4. 1～

笠松町指定・指導権限

笠松町内  
居宅介護支援事業所

岐南町指定・指導権限

岐南町内  
居宅介護支援事業所

指定権者は、町となりますが、利用者はそれぞれの被保険者に限定されるものではありません。従来通り他市町の被保険者の利用も可能です。

# 人員・運営基準について

平成30年4月1日以降は、居宅介護支援事業所の人員・運営基準が笠松町・岐南町が定める条例が基本



基本的には現行の岐阜県の条例を基本とし、平成30年1月18日付けで改正されました厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号））に従い県条例を改正したもの

## 新たに追加した内容

### ①障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障がい者が、介護保険サービスを利用する場合に、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、介護支援事業者が特定相談支援事業所との連携に努める必要があること

### ②ケアマネジメントの質の向上

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を推進するため、主任ケアマネージャーであることを管理者の要件とするもの  
※平成33年3月31日までの経過措置あり

### ③公平中立性の確保

利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して「利用者はケアプランに位置付ける居宅介護支援サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である」旨を説明することを義務付け

### ④医療・介護の連携（入院時情報連携加算の見直し）

入院時における医療機関との連携を促進するため、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院する場合には担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付け

### ⑤医療・介護の連携（特定事業所加算の見直し）

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等に対して、ケアプランを交付することを義務付け

## ⑥中重度の在宅要介護者等の医療ニーズへの対応

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすることによりケアマネジメントプロセスを簡素化することができること

## ⑦医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

介護サービス事業者から、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行う事を義務付け

## ⑧訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進

訪問回数が多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、町が確認、是正を促していくことが適当であり、ケアマネージャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、ケアプランを町に届け出ることを義務付け

※平成30年10月以降に作成するケアプランが対象。

「統計的にみて通常のケアプランからかけ離れた回数」については、平成30年4月以降に国が町に示す。

今後の事務手続きについては、追って周知

## 指定・更新等の申請について

### 【新規申請】

平成30年4月1日指定⇒岐阜県

平成30年4月1日以降の指定⇒笠松町・岐南町

(平成30年5月1日指定以降)

### 【更新申請】

指定の有効期限 平成30年3月31日まで⇒岐阜県

平成30年4月1日以降 ⇒笠松町・岐南町

## 変更・休止・廃止・加算の届出等について

届出日

平成30年3月30日まで⇒岐阜県

平成30年4月2日以降 ⇒笠松町・岐南町

権限移譲に伴い、指定権者が変更となるため、運営規定、重要事項説明書、契約書等の各種書類について、指定権者の記載等修正が必要な場合があります。